別表第一の十四の表刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所の項中「次長（人事院の定めるものに限る。）」を「次長（人事院の定めるものに限る。）課長（人事院の定めるものに限る。）」に改め、同表矯正研修所の項中

教頭	二種

を

副所長	二種
部長	三種

に改める。

別表第一の十九の表税関及び沖縄地区税関の項中

次長 部長 部次長 首席税関考査官 首席税関監察官	二種

を

次長 部長 部次長 首席税関考査 首席税関監察 総括情報管理	

に改める。

別表第一の二十九の表経済産業研修所の項中

官	官 官
官	三種

を

	二種

に改める。

別表第一の三十三の表地方運輸局及び運輸監理部の項中

統括指導官	二種

を削る。

別表第一の三十三の表地方運輸局及び運輸監理部の項中

課長 次席海事技術専門官（人事院の定めるものに限る。）	四種
次席自動車監査官	五種

を

課長 次席海事技術専門官（人事院の定めるものに限る。）	四種

に改め、同表地方航空局の項中

部長 部次長	二種（人事院が別に定める場合にあつては三種）

を

部長 部次長	二種

に改め、同表航空路監視レーダー事務所の項を削る。

別表第一の三十四の表内部部局の項中「次長」を削る。

別表第一の三十五の表気象測器検定試験センターの項を削る。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「、航空路監視レーダー事務所」を削る。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四七

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第五条中「移転基本方針」の下に「又はまち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略」を加える。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条　給与法第十一条の六第一項の人事院規則で定める官署は、文化庁地域文化創生本部とする。

第七条　給与法第十一条の六第一項の規定により地域手当を支給される職員（以下この条において「支給職員」という。）に係る地域手当の支給割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、当該支給職員の在勤する官署の移転の日の前日に給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域に引き続き六箇月を超えて在勤していた職員で当該移転の日に当該官署に在勤していたものその他人事院の定める職員以外の支給職員にあっては、当該割合が百分の十六を超える間は、百分の十六とする。

一　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間　百分の二十

二　平成三十年四月一日からこの号の規定による割合が百分の十に至るまでの間　百分の二十から、百分の二の割合に平成二十九年四月一日からの経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じた割合を減じて得た割合

第八条　給与法第十一条の六第三項の人事院規則で定める移転は、第五条に定める移転以外の官署の移転で、当該移転に伴う職員の異動等に特別の事情があると認められる官署の移転とする。

第九条及び第十条　削除

第十一条第一項第一号中「給与法第十一条の六第一項及び第二項の人事院規則で定める」を「第六条に規定する」に改める。

第十七条中「長は、」の下に「第六条に規定する官署及び」を加える。

別表第一埼玉県の項中「三郷市」を「三郷市　幸手市」に改め、同表東京都の項中「立川市」を「立川市　東大和市」に、

三鷹市　あきる野市	五級地

を

三鷹市　あきる野市	五級地
東久留米市	六級地

に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。